

# 市政に参加してみませんか？

## ～パブリックコメント手続制度～

市の基本的な政策や条例などの策定過程において、その内容を広く市民の皆さんに公表し、意見や提案を求める制度です。寄せられた意見に関しては、市の意思決定に反映していくとともに、市としての考え方を公表します。

問い合わせ 総務課(☎402227)

### 制度の対象となるもの

- ▷市の基本的な制度を定める条例
- ▷市の基本的な政策を定める計画
- ▷市民などに義務を課すもの、または権利を制限する内容の条例
- ▷市の基本的な方向性を定める憲章や宣言

### 令和4年度の実施案件

案件	意見募集期限	意見数	担当課
藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例	令和4年10月11日	0	総務課
地域コミュニティの維持・強化構想	令和4年10月11日	0	地域づくり課
第7次藤岡市行政改革大綱	令和4年12月26日	0	企画課
第3次藤岡市環境基本計画	令和5年2月14日	2	環境課

## 皆さんのご意見を募集します

### 藤岡市空家等の適正管理に関する条例

特定空家などの所有者が、市長が行った命令に対して必要な措置を講じない場合に、所有者などの氏名・住所を公表することができる規定を設けます。また、空家対策事務の迅速化を図るため、藤岡市空家等対策会議で行う協議事項の一部を見直します。

**閲覧場所** 市役所市政情報コーナー、鬼石総合支所鬼石振興課、市ホームページ

**意見書を提出できる人** 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

**閲覧および意見書提出期間** 9月1日(金)～10月11日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

**その他** 提出された意見を考慮し条例を改正します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお、個々の意見に直接回答はしません

**提出方法** 任意の様式に意見・住所・氏名・電話番号を記入して、直接もしくは郵送・ファクス・メールのいずれかの方法で建築課(〒375-8601(所在地記載不要)市役所建築課☎26444☒kenchiku3@city.fujioka.gunma.jp)へ

**問い合わせ** 建築課(☎402326)

### おわびと訂正

広報ふじおか8月15日号5ページの「指定管理者を募集します」の案内に誤りがありました。おわびして訂正します。

(誤) 申請・問い合わせ 8月29日(火)午後5時15分

(正) 申請・問い合わせ 9月15日(金)～29日(金)午後5時15分

問い合わせ 市民課(☎40256)

支庁時間 午前9時～11時45分、午後1時～4時30分

地域づくりセンター 鬼石

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

### マイナポイント申込期限

2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込期限は9月30日(土)までです。2月末までにマイナンバーカードを申請した人は早目に申し込んでください。

※決済サービスによっては、9月30日(土)の申し込みではポイント付与が間に合わない場合がありますので注意してください

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

支庁日・会場 毎月金曜日(祝日を除く)市役所本庁舎▽月曜日(祝日を除く)地域づくりセンター

### 土地価格無料相談会

日時 10月3日(火)午前10時～午後3時

会場 市役所本庁舎

内容 不動産鑑定士が土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます

問い合わせ 県地域創生課(☎027・226・2366)

県不動産鑑定士協会(☎027・243・3077)・都市計画課(☎2824)

### 不動産合同公売

市税の滞納処分として差し押さえた不動産を公売します

今回の合同公売は、本市のほか、県内各市町村や行政県

税事務所と合同で実施します

公売保証金納付期間 11月1日(水)～17日(金)

入札期間 11月6日(月)午前9時～17日(金)午後5時

開札日時 11月22日(水)午前10時

売却決定日時 12月4日(月)午前10時

公売物件 市内の物件は下表のとおり

その他 詳細は公売広報、市ホームページを確認してください

表 市内公売物件

物件	所在	内容	面積	最低入札価格	公売保証金
物件1	下大塚	土地1筆	123.00㎡	88万2,000円	8万9,000円
		住宅1棟	116.75㎡		
物件2	本郷	土地1筆	436.00㎡	399万円	40万円
		住宅1棟	148.22㎡		
		作業所1棟	81.79㎡		

※本市以外の物件については各機関にお問い合わせください

さい。公売は直前で中止する場合があります

### パソコン・スマートフォン使い方相談会

期日・会場 9月28日(木)・29日(金)II地域づくりセンター

美九里▽10月2日(月)・3日(火)II地域づくりセンター

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(相談時間)

申し込み・問い合わせ 納税相談課(☎402831)

間1人30分) 定員 各日8人(先着順)

持ってくる物 ノートパソコン・スマートフォン

その他 申し込みの際にパソコンもしくはスマートフォンどちらかを希望するか伝えてください

申し込み・問い合わせ 9月4日(月)～19日(火)生涯学習課(☎26888)へ

### 扶養親族等申告書の送付

日本年金機構では、対象者に「扶養親族等申告書」を送付しています。令和6年分は9月下旬に順次送付する予定です。申告書が届いたら、必要事項を記入し、返信用封筒に切手を貼って投函してください。

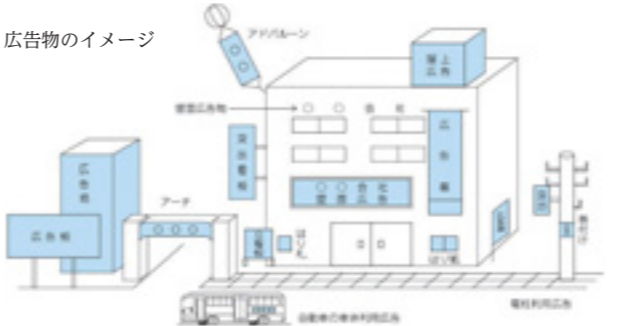
対象 所得税の課税対象となる人(次の金額の老齢年金を受け取る人)▽65歳未満の人II年金収入が年間108万円以上▽65歳以上の人II年金収入が年間158万円以上

問い合わせ ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)・保険年金課(☎40259)

## 9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

### 屋外広告物とは

屋外で継続して公衆に向け表示・設置される看板、広告板、貼り紙や建物・工作物などに表示されるものをいいます。



### 屋外広告物のルール

市では屋外広告物がまちの景観を損ねたり交通を妨げたりしないよう「屋外広告物条例」を

制定し、広告物を表示・設置する基準や表示することができない区域などを定めています。

屋外広告物を表示・設置する際は、原則事前に市の許可が必要です。既に屋外広告物を表示・設置している広告主は許可を受けているか広告業者に確認し、受けていない場合は許可申請をするか除去してください。

詳細は市ホームページで「屋外広告物の手引」を見てください。また許可基準、個別基準などは問い合わせください。

### 管理は適正に

屋外広告物が適正に管理されていないと、老朽化や強風により落下や倒壊の危険性が高まります。定期的に安全点検を行い、適正な状態に保ちましょう。

問い合わせ 都市計画課(☎402824)